



秋田県公報

目 次

議会規則
 ○秋田県議会会議規則の一部を改正する規則(一・議事課…1
 議会告示
 ○秋田県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規
 程(二・政務調査課)……………1

議 会 規 則

秋田県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十九年三月十三日
 秋田県議会議長 中 泉 松之助

秋田県議会規則第一号
 秋田県議会会議規則の一部を改正する規則
 秋田県議会会議規則(昭和三十二年秋田県議会規則第一号)の
 一部を次のように改正する。
 目次中「懲罰の動議」を「懲罰の審査」に改める。
 第二百二十五条第二項を次のように改める。
 2 議事は、議長が定める方法により記録する。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

議 会 告 示

秋田県議会告示第二号
 秋田県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を
 次のとおり定める。
 平成十九年三月十三日
 秋田県議会議長 中 泉 松之助

秋田県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規
 程

秋田県政務調査費の交付に関する規程(平成十三年秋田県議
 会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条の規定に基づき、政務調査費の交付」を
 「の施行」に改める。

第三条の見出し中「の通知」を「通知書」に改め、同条中「規
 定による通知」を「様式」に改める。

第四条の見出し中「の請求」を「請求書」に改め、同条中「規
 定による請求」を「様式」に改める。

第八条の見出し中「収支報告書」の下に「等」を加え、同条第
 一項及び第二項中「収支報告書」の下に「等」を加え、同条第三
 項中「収支報告書」の下に「等」を加え、「別に」を削り、同条
 を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条中「第十条第四項」を「第十条第五項」に、「様式第七
 号による」を「様式第八号による送付書によって行う」に改め、
 第五条の次に次の一条を加える。
 (支払証明書)

第六条 条例第十条第四項の書面は、様式第七号によるものとす
 る。

様式第一号から様式第三号までの規定中「 」を「次」に改
 め、「 」を「 」を
 「 」に改め

様式第四号中「 」を「次」に改め、「 」
 「 」を「 」
 「 」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「 」を「次」に改め、「 」
 「 」を「 」
 「 」に改める。

様式第七号中「第6条」を「第7条」とし、「第10条第4項」を
 「第10条第5項」に改め、同様式を様式第八号とし、様式第六号
 の次に次の一様式を加える。

様式第七号中「第6条」を「第7条」とし、「第10条第4項」を
 「第10条第5項」に改め、同様式を様式第八号とし、様式第六号
 の次に次の一様式を加える。

様式第7号 (第6条関係)

支払証明書

使 途 項 目	支 払 年 月 日	支 払 額 (円)	支 払 先	摘 要

上記のとおり相違ないことを証明する。

{ 会派にあつては会派名及び代表者氏名、
議員にあつては議員氏名 } 印

附 則

- 1 この規程は、次の一般選挙により選出された議員の任期を起算する日から施行する。
- 2 この規程による改正後の秋田県政務調査費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付決定される政務調査費について適用し、同日前に交付決定される政務調査費については、なお従前の例による。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄